

令和 8 年度 後期高齢者医療保険料

令和 8 ・ 9 年度の保険料率が決まりました

後期高齢者医療制度においては、広島県内すべての市町が参加して設立された広島県後期高齢者医療広域連合が、2年ごとに保険料率を見直すこととされています。今年度は見直しの年となります。

子ども・子育て支援金制度が創設されました

令和 8 年度から、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、子ども・子育て支援金制度が創設されました。これにより、従来の医療保険料（以下、医療分）とあわせて新たに子ども・子育て支援金（以下、子ども分）をご負担いただくことになりました。保険料は、「医療分」と「子ども分」の合計となります。

令和 8 ・ 9 年度の保険料率

医療分	令和 6 ・ 7 年度	令和 8 ・ 9 年度
均等割額	49,621 円	55,090 円
所得割率	9.63%	9.93%
年間保険料限度額	80 万円	85 万円



※ 1 子ども・子育て支援金制度は令和 8 年度から令和 10 年度にかけて段階的に構築されることとなるため、子ども分の保険料率については令和 8 年度のみ記載しています。

子ども分（新設）

令和 8 年度 ※ 1

均等割額	1,337 円
所得割率	0.25%
年間保険料限度額	21,000 円

保険料の計算方法

令和 8 年度の保険料は、令和 8 年 4 月から令和 9 年 3 月までを 1 年とし、令和 7 年中の所得と賦課期日（令和 8 年 4 月 1 日または資格取得日）現在の世帯状況をもとに、7 月（それ以降の加入の場合は翌月または翌々月）に決定します。個人ごとに計算され、被保険者一人ひとりが納付します。

「医療分」と「子ども分」それぞれに、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」を合計し算出します。ただし、合計額が年間保険料限度額を超える場合は、年間保険料限度額と同額になります。



※ 2 (総所得金額等 ※ 3 - 基礎控除額 ※ 4 (最高 43 万円)) × 所得割率

※ 3 総所得金額等とは、「公的年金等収入 - 公的年金等控除」、「給与収入 - 給与所得控除」、「事業収入 - 必要経費」等で算出される金額の合計額で、社会保険料控除等の各種所得控除前の金額となり、雑損失の繰越控除がある場合も控除前の金額となります。また、退職所得以外の分離課税の所得金額（土地建物や株式等の譲渡所得などで特別控除後の額）も総所得金額等に含まれます。

※ 4 基礎控除額は地方税法に定める方法により計算します。合計所得金額が 2,400 万円以下の場合には 43 万円になります。

公共団体の基幹事務システムの統一・標準化に伴い、尾道市では令和 8 年度から後期高齢者医療保険料額決定通知書等の様式が変更されました。（年度途中での保険料額決定通知書及び変更決定通知書は A 3 サイズになっています。）

保険料の軽減措置（令和8年度）

次の要件に当てはまる場合は、保険料が軽減されます。（手続は不要です。）

なお、保険料の見直しによる負担を軽減するため、医療分の均等割額は、令和8・9年度に限り、従来の7割軽減は7.2割軽減となります。

1. 均等割額の軽減

世帯主と世帯内の被保険者の 令和7年中の所得の合計額	軽減割合	軽減後の均等割額
	医療分	子ども分
「43万円＋10万円×（年金・給与所得者数－1）」以下	7.2割軽減 15,425円／年	7割軽減 401円／年
「43万円＋10万円×（年金・給与所得者数－1） ＋31万円×（世帯の被保険者数）」以下	5割軽減 27,545円／年	5割軽減 668円／年
「43万円＋10万円×（年金・給与所得者数－1） ＋57万円×（世帯の被保険者数）」以下	2割軽減 44,072円／年	2割軽減 1,069円／年

※10万円×（年金・給与所得者数－1）は、年金・給与所得者が2人以上の場合のみ計算します。

「年金・給与所得者数」は、同一世帯の被保険者と世帯主のうち、以下のいずれかの条件を満たす人の数です。

- ・給与収入が55万円を超える人（給与収入のうち、事業専従者給与を除く）
- ・令和7年12月31日現在65歳未満かつ公的年金収入額が60万円を超える人
- ・令和7年12月31日現在65歳以上かつ公的年金収入額が125万円を超える人

※昭和36年1月1日以前生まれの人で、前年に公的年金等の所得がある場合は、最高15万円を控除した額で判定します。

※「雑損失の繰越控除」がある場合は、控除後の所得金額で判定します。

※「事業専従者控除」、「分離譲渡所得に係る特別控除」がある場合は、控除する前の所得金額で判定し、「事業専従者給与にかかるとする所得」は、所得に含めず判定します。

※世帯主及び被保険者に所得不明な人がいると軽減できません。

※軽減判定は、賦課期日時点（令和8年4月1日または資格取得日）で行われます。（年度途中で世帯状況や広島県内の住所に異動があっても再判定しません。）

2. 健保組合等の被扶養者であった人の保険料の軽減

後期高齢者医療制度に加入する直前まで、全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合等の被用者保険（市町村国民健康保険や国民健康保険組合は除く。）の被扶養者であった人は、次のとおり保険料が軽減されます。

均等割額	5割軽減（加入月から2年を経過する月まで）
所得割額	当面の間、かかりません。

※「1. 均等割額の軽減」の対象者となる場合、軽減割合の高い方が優先されます。

健保組合等の被扶養者だった人で、保険料が軽減されていない場合は、保険年金課・各支所担当窓口へ、資格喪失証明書を添付のうえ、「後期高齢者医療被扶養者届出書」を提出してください。

保険料の減免

次に該当する場合は、申請により減免になることがあります。

- 天災や火災等により住宅や家財に一定程度の損害をうけた場合
- 世帯主の死亡、長期入院、失業、事業の不振、休業・廃業などの理由により、収入が激減したことによって、生活が著しく困難になった場合

詳しくは、市民税課保険料係へお尋ねください。



保険料の納め方

保険料の納め方は、公的年金からの差引き（特別徴収）と納付書又は口座振替による納付（普通徴収）の2通りがあります。

1. 公的年金からの差引き（特別徴収）

●次に該当する方が特別徴収になります。（手続は不要です。）

- ・公的年金受給額が、年間18万円以上の人（複数の年金を受給されている場合は、政令等で定める最も優先順位の高い年金受給額が対象となります。）
- ・介護保険料が特別徴収され、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が、特別徴収の対象となる公的年金受給額の2分の1以下の人

●年6回の公的年金支給日に保険料を差し引きます。

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
令和8年2月分の保険料額と同じ額を差し引きます。			確定した年間保険料から、仮徴収分を差し引いた額を3回に振り分けて差し引きます。		

※年度内の各納付月の保険料が概ね均等になるように、8月で調整を行う場合があります。

※特別徴収の額は、年度途中で変更できないため、年度途中で保険料が増額の場合、増額分は普通徴収となります。また、減額の場合は、特別徴収から普通徴収へ切り替わります。

※令和8年度から特別徴収の対象となる場合は、確定した年間保険料を6回に分けて、そのうち3回を第1～3期（7月～9月）の普通徴収で納めていただき、残り3回を10月・12月・2月に年金から差し引きます。

⇒翌年度（令和9年度）の4月・6月・8月の仮徴収額は、令和9年2月と同額となります。

納付方法を特別徴収から口座振替へ変更できます

特別徴収に該当する場合は、原則は特別徴収ですが、滞納がなく、口座振替手続済みの場合は、口座振替に変更することができます。

金融機関へ口座振替依頼書を提出後、その控えを添付し（口座手続済みの方は不要）、「納付方法変更申出書」を、市民税課保険料係または各支所窓口へ提出してください。

10月から特別徴収停止の申出期限 令和8年7月31日（金）

（この期限以降の申出による変更時期については、お問い合わせください。）

※既に変更の手続をされている場合や、特別徴収のまま差し支えない場合は、手続不要です。

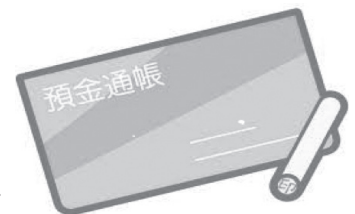
2. 納付書又は口座振替による納付（普通徴収）

●次の各項目に該当する場合は、普通徴収になります。

- ・特別徴収の事由に該当しない人
- ・年度途中で75歳になった方や他市町から転入された人

●7月に決定し、7月から翌年3月までの9回に分けて、納付書又は口座振替で納めていただきます。

※納期限は、原則毎月末日（12月は25日）で、該当日が休日の場合は、翌営業日です。



◎納付書の人には、安心して確実な口座振替をご利用ください。申込用紙は市内の金融機関窓口にあります。振替口座が確認できる書類（通帳等）とその届出印を金融機関へお持ちください。

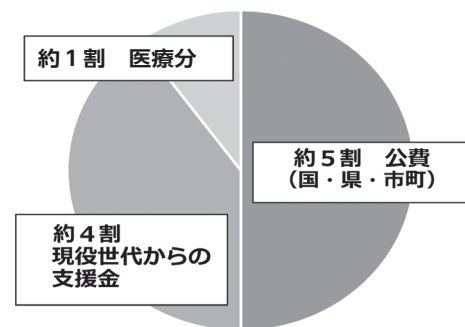
市役所（本庁及び浦崎・百島を除く各支所）で、キャッシュカード（漁協・信用組合を除く）による申込みも可能です。その際は暗証番号の入力が必要です。

※国民健康保険料等を口座振替されている人も、新たに手続が必要です。

◎スマートフォンアプリ（PayB、PayPay、au PAY、d払い）での納付も可能です。（ただし、領収書は発行されません。）

Q 保険料は何のために支払うのですか？

- A** 医療分は、医療費（窓口負担を除く部分）の一部を賄うために、お支払いいただくものです。医療費の約1割を保険料で賄い、その他の財源は、現役世代（75歳未満の方）からの支援金（約4割）、公費負担（約5割）となっています。
- また、子ども分は、子どもや子育て世帯を支援する事業の費用に充てられます。



Q 今まで年金からひかれていたのに、納付書が届いたのはどうしてですか？

- A** 介護保険料が年金から差引きされている人は、原則年金から差引きとなりますが、次の場合は年金から差し引くことができません。年金差引きが開始（再開）されるまでの間は納付書または口座振替で納付していただきます。

● 75歳になって間もない人

収入が年金のみで、介護保険料も年金から差引きされている人のうち、1月から5月生まれの方は、その年の10月から、6月から12月生まれの人は、翌年の10月から原則年金差引きを開始します。

● 2月の年金から後期高齢者医療保険料の差引きが無かった人

一昨年度と比べて昨年度の後期高齢者医療保険料が減額となったり、昨年度中に所得更正等で減額となったことなどにより、2月の年金から後期高齢者医療保険料の差引きがなかった人は、今年度の前半の年金差引きは停止となります。

● 介護保険料の10月以降の年金差引きが無い人

世帯状況の変更等の理由により、今年度の介護保険料が減額となり、10月以降の年金差引きが無い人は、後期高齢者医療保険料も10月以降の年金差引きが停止となり、9月から普通徴収に切り替わります。

● 介護保険料と後期高齢者医療保険料を合計すると、年金受給額の2分の1を超える人

一時所得などの所得の増額等により、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計が、1回に受給する特別徴収の対象となる年金の半分を超える場合は、10月以降の年金差引きは停止となります。

※納付書が同封されている場合は、納付書での納付が必要です。

Q 後期高齢者医療保険料の納付書が届いたけど、国民健康保険料は減額にならないのですか？

- A** 後期高齢者医療制度の被保険者が世帯主で、加入後も世帯内に国民健康保険の被保険者がいる場合は、擬制世帯主となり引き続き国民健康保険料を納めていただく必要があります。
- 国民健康保険料は、当初決定時（7月）に、あらかじめ75歳以降は含めずに計算したものを納付月数（原則9回）により均等に割って請求しているため、75歳になってから減額することはありません。

お問い合わせ先 尾道市市民税課保険料係 ☎ (0848) 38-9145